

労使紛争の件数に関する統計

労使紛争の件数に関する統計には、

1)労働争議統計調査による争議統計のほか、

2)中央労働委員会事務局が毎年とりまとめる「労働委員会年報」に掲載される中央労働委員会と各都道府県労働委員会の扱う調整事件に関する統計

3)同じ「労働委員会年報」に掲載される道府県労働委員会の扱う個別労働関係紛争処理の件数

4)各都道府県労働局の扱う個別労働関係紛争処理の件数

がある。1)と 2)が集団的労使紛争に関する統計であり、3)と 4)が個別労働関係紛争に関する統計である。

1)は労働争議統計調査の項を、4)は個別労働紛争解決制度施行状況の項を参照のこと。

(平成 25 年 11 月更新)